

栃木市民間保育所設置運営事業者募集要項



令和3年6月

栃木市 こども未来部 保育課

目 次

1	公募の趣旨	1
2	募集する保育所	1
3	応募資格	1
4	用地等	2
5	保育所運営の条件	2
6	募集要項の配付等	7
7	応募手続き等	7
8	企画提案書	9
9	選考及び決定	10
10	その他留意事項	10
11	引継ぎ等	12
12	設置運営事業者選考スケジュール	12
13	全体スケジュール	12
【別紙1】	病児保育事業の内容	13
【別紙2】	栃木市民間保育所設置運営事業者公募に係る質問書	14
【別紙3】	提出書類一覧	15
【別紙4】	民間保育所設置運営事業者審査採点表	16
【様式第1号】	栃木市民間保育所設置運営事業者申込書	17
【様式第2号】	施設整備計画書	18
【様式第3号】	資金計画書	20
【様式第4号】	企画提案書	21
【様式第5号】	応募事業者の概要及び役員構成・経歴	22

問い合わせ先

栃木県栃木市万町9番25号

栃木市 こども未来部 保育課 保育管理係

TEL 0282-21-2702

FAX 0282-21-2681

E-mail hoiku@city.tochigi.lg.jp

1 公募の趣旨

栃木市では、令和2年3月に策定した「栃木市保育所等整備基本方針」において、公立園の保育所整備と今後の保育施設の在り方を整理するとともに、公立と私立の役割を明確化し、民間活力を活用して公立保育所の一部を民設民営による整備を進める方針を定めました。

本公募は、老朽化が進む「栃木市いまいずみ保育園」について、令和7年3月末をもって閉園とし、新たに民設民営の保育所を整備するとともに、近年増大している様々な保育ニーズに的確に対応するため、児童福祉法の規定に基づく認可保育所の設置運営を行う事業者（以下「設置運営事業者」という。）を募集するものです。

2 募集する保育所

- (1) 位置づけ いまいずみ保育園に代わる保育所
- (2) 施設数 認可保育所1箇所
- (3) 保育所の規模 定員120名
- (4) 開園日 令和7年4月1日

3 応募資格

この公募に応募できる者は、以下の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 社会福祉法人又は新たに社会福祉法人を設立可能な者
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。
- (3) 安定的な経営を行い、児童が心身ともに健やかに育成されるよう尽力できること。
- (4) 栃木市の保育事業の一翼を担う認可保育所であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (5) 本条件に定めるもののほか、社会福祉法、児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の関係法令、厚生労働省及び栃木県からの通知通達及び栃木市からの指導を遵守できること。
- (6) 資金計画及び事業計画が確実であり、保育所の建設及び施設整備に要する経費及び当面の運営経費など応募事業者が負担すべき資金を有していること。
- (7) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である法人でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に関与している者、その他「栃木市暴力団排除条例」（平成23年条例第62号）に該当する者でないこと。

4 用地等

保育所を建設する用地に関しては、安定的・継続的に保育所運営をするため、以下の要件を満たすものとします。

- (1) 用地は、現いまいずみ保育園周辺を中心とした栃木東部地域において応募事業者が確保すること。
- (2) 本要項に定める保育所の建設・運営が可能で、次の必要な各種開発規制等の要件を満たしていること。
 - ① 開発行為の許可を要する土地は、許可の要件を満たすこと。
 - ② 農地転用を要する土地は、許可が得られる見込みであること。
 - ③ 水路や法定外道路等の占用を要する土地は、管理者から許可が得られる見込みであること。 など
- (3) 児童や保護者の生活圏域や交通事情等の利便性に配慮し、送迎時に近隣住民の交通の妨げとならないよう、周辺道路の幅員等にも配慮して土地の選定をすること。
- (4) 用地は、応募事業者が所有または貸与を受けている土地であること。
- (5) 当該土地に抵当権等、保育所の運営に支障を来す恐れがある諸権利等が設定されていないこと。ただし、保育所の整備のために福祉医療機構の融資又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く。
- (6) 土地の貸与を受ける場合は、保育所の安定した運営に必要なかつ十分な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。
- (7) 土地の賃借料は、法人が長期間に渡って安定的に支払うことができると見込まれる妥当な金額であり、かつ応募事業者を支払能力があると認められること。
- (8) 保育所の建設・運営に当たり、近隣住民の理解と協力が得られること。
 - ※ 用地を新たに購入する場合は、設置運営事業者として選定された後でも可としますが、土地売買仮契約書等の文書の写しの提出を必要とし、これに基づき用地確保について審査します。
 - ※ 用地を新たに借用し賃貸借契約等を締結する場合は、設置運営事業者として選定された後でも可としますが、土地賃貸借仮契約書等の文書の写しの提出を必要とし、これに基づき用地確保について審査します。

5 保育所運営の条件

(1) 全般について

保育所の整備運営に当たっては、次の法令、条例及び関係規程の基準等を満たすこととします。

- ① 児童福祉法及び関連法令
- ② 子ども・子育て支援法及び関連法令
- ③ 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 20 号）
- ④ 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 46 号）

- ⑤栃木市保育所等の設置認可等事務取扱規則（平成 25 年規則第 36 号）
- ⑥保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）
- ⑦その他、関係法令・通知等

（2）整備について

- ①シックハウス対策、防犯対策、地震・風水害対策に考慮した施設とすること。
- ②保育所の敷地内には、十分な送迎用の駐車場、駐輪場を確保すること。
- ③設計図書については、建築確認申請前までに栃木市の承認を得ること。
- ④工事請負・備品等の契約は、関係法令・通知を遵守するとともに、栃木市の財務規則等に準拠すること。
- ⑤地元自治会、近隣住民及び隣地地権者等に対し、保育所建設の事前説明や調整について応募事業者の責任において対応すること。
- ⑥開園の 1 か月以前に施設整備及び各完了検査が完了できること。（外構、遊具等大型備品の設置を含む。）

（3）運営について

- ①保育内容は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を基本とし、保育計画・指導計画を作成、実施すること。
- ②保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。
- ③苦情解決の仕組みを整備すること。
- ④職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
- ⑤各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し職員の資質向上を図ること。
- ⑥市立保育所と連携・交流を行いお互いの保育の向上を図ること。
- ⑦市が要求する事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力すること。
- ⑧児童の事故防止対策及び、危機管理体制の整備に万全を期すこと。
- ⑨入所児童の健康診断、歯科検診を定期的実施するとともに、児童の健全な発達を支援するための健康づくりに取り組むこと。
- ⑩第三者評価に積極的に取り組むこと。

（4）職員配置について

- ①保育に当る職員は、保育士の資格を有する者であること。
- ②施設長は、社会福祉法人の幹部職員としての能力及び経験を有する者とし、保育所の専任・常勤職員とすること。
- ③主任保育士は、3 年以上の保育経験を有する正規職員とし、保育所の専任職員とすること。（幼稚園等での経験年数も算入することができる。）
- ④保育士の年齢構成や経験年数及び低年齢児の保育経験にも十分配慮すること。
- ⑤調理員を 4 名以上配置すること。なお、調理員のうち調理師の免許を 2 名以上有すること。
- ⑥常勤の管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置すること。

- ⑦食品衛生責任者を1名配置すること。
- ⑧看護師の配置については、「病児保育」((5) ⑥保育サービスの項に記載)の要件によること。
- ⑨いまいずみ保育園に勤務している栃木市の会計年度任用職員が新設保育所での勤務を希望した場合は、積極的な雇用に努め勤務条件等に配慮すること。

(5) 保育サービスについて

- ①0歳児保育(生後6か月から)を実施すること。
- ②定員については、0歳児の定員が全体の1割以上かつ3歳未満児の定員が全体の4割以上となるよう設定すること。
- ③1時間以上の延長保育を実施すること。
なお、延長保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき実施すること。
- ④特別な配慮や支援を必要とする児童や障がい児の受け入れにも努めること。
- ⑤一時預かり事業(一般型)を実施すること。
なお、一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日27文科初第238号雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)に基づき実施すること。
※ 10人程度の児童を保育できる体制を整備すること。
- ⑥病児保育を実施すること。
※ 病児保育については、【別紙1】「病児保育事業の内容」を基準とすること。

(6) 給食・調理について

- ①給食は、自園調理方式とすること。
- ②給食は、管理栄養士又は栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
- ③食物アレルギーを有する乳幼児に配慮した給食を実施するほか、離乳食など年齢や乳幼児の特性に対応した給食とすること。
なお、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生労働省:平成31年4月)』、『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～(厚生労働省他:平成28年3月)』を遵守すること。
- ④調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底すること。
- ⑤『保育所における食事の提供ガイドライン(厚生労働省:平成24年3月)』、『大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省:平成9年3月)』等を遵守すること。
- ⑥調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)を遵守すること。

(7) 開園時間及び休園日について

開園時間及び休園日は以下のとおりとします。

- ①開園時間 月曜日～土曜日 午前7時から午後7時まで
※上記時間内で保育標準時間(最長11時間)開園すること。
- ②休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(8) 施設整備に係る補助金について

「保育所等整備交付金交付要綱」又は「栃木県安心こども特別対策事業費補助金交付要領」及び「栃木市民間保育所運営費及び施設整備費補助金交付要綱（平成 22 年告示第 41 号）」に基づき、次のとおり行う予定です。

なお、交付金等の事前協議や申請の際には、必要な書類一式の提出を求めます。

ただし、補助内容については、令和 3 年度のものであり、国及び県の要綱等の改正等に伴い変更となる場合があります。従いまして、設置運営事業者として決定した場合でも、試算される額の補助金の交付が受けられることを保証するものではありません。（国や県の制度見直しによって不交付となる場合もあります。）

また、補助制度は、当該事業の経費を含む市の予算の成立を要件とし、予算が成立しない場合は、助成を受けることができません。

①補助対象及び補助対象経費

I 補助対象（本募集によるもの）

社会福祉法人の法人格を有するもの

II 補助対象経費

ア 施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（土地の買収又は整地、既存建物の買収、職員宿舍建設に要する費用、その他施設整備として適当と認められない費用を除く。）

イ 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等のこと。）

※工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。

ウ 実施設計に要する費用

エ 開設準備に必要な費用

オ 新たに土地を賃借して整備する場合に必要な工事期間中の土地賃借料（敷金を除き礼金を含む。）

②補助基準額（定員 120 名）

I 交付基準額

ア 本体工事 118,400,000 円

イ 特殊附帯工事(太陽光設備等) 8,190,000 円

II 加算項目

ア 設計料加算：本体工事費に係る交付基準額（I のア及びイ）の 5 %（千円未満切り捨て） 6,329,000 円

イ 開設準備費加算 1,080,000 円(9,000 円×120 名)

I II により算出される額の合計 133,999,000 円

※「整備に係る対象工事請負契約等の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額」と、「I II により算出される額の合計」のいずれか少ない方の額が補助基準額となる。

③負担割合

国 1 / 2 市町村 1 / 4 事業者 1 / 4

④その他

I 建築工事の施工業者は「栃木市建設工事等請負業者選定要綱（平成 22 年告示第 143 号）」に基づき、原則として指名競争入札で選定します。

指名競争入札は、設置運営事業者が執行しますが、公告内容や参加資格については、事前に市と協議の上、理事会で決定する必要があります。

II 土地賃借料や施設整備に係る実施設計委託料等については、保育所等整備交付金等の国等の内示後に契約したもののみが補助対象経費となります。

III 令和 5 年度、令和 6 年度の 2 か年事業として施設整備を行う場合、令和 5 年度中に工事着手をすることが補助金交付の条件となります。

(9) 給付費等について

①保育所に係る委託費について

児童福祉法第 51 条第 5 号及び子ども・子育て支援法附則第 6 条により、国が定める公定価格に基づき市が支払います。

給付額は、地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童 1 人当たりの単価）と職員配置や開所時間による加算額により決定します。

公定価格の試算については、内閣府ホームページをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html#shisansoft>

②その他特別保育対策事業等の実施について

市の規則・要綱に基づき、補助金又は委託料を支払います。

(10) 保護者の費用負担等について

①費用の徴収

保育料の決定及び徴収は市が行います。

※保護者の同意を条件に、教育・保育の提供に当たり、質の向上を図るうえで特に必要と認められる対価について上乗せ徴収することができるが、公立保育所とのバランスを考慮し、必要最低限の額とすること。

※3歳～5歳児クラスの副食費の徴収については、5,000円を目安とし、低所得者及び第3子以降児童の免除対象者（市が対象者一覧を送付する。）からは、徴収してはならない。免除対象者分は、給付費に加算し交付する。

※保育料以外の費用徴収については、重要事項説明書に記載し、あらかじめ、保護者に説明を行い、文書による同意を得るなど、市の定めに従うこと。

②その他

保護者会の設置を妨げないこと。会費の額は、保護者に委ねること。

6 募集要項の配付等

(1) 募集要項の配付

- ①配付期間 令和3年7月19日(月)～令和3年11月30日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時、土・日曜日、祝日を除く。)
- ②配付場所 栃木市 こども未来部 保育課
〒328-8686 栃木市万町9番25号(本庁舎2階)
なお、募集要項は、栃木市のホームページにも掲載しています。

(2) 質疑等

- ①受付期間 令和3年7月19日(月)～令和3年8月20日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時、土・日曜日、祝日を除く。)
- ②提出方法 「栃木市民間保育所設置運営事業者公募に係る質問書」【別紙2】
を、持参、FAX又はEメールで保育課へ提出してください。
FAX又はEメールの場合は、必ず電話にて発信の連絡をしてください。
- ③回答方法 令和3年8月31日(火)までに市ホームページにて公表します。

7 応募手続き等

(1) 提出書類

【共通】

下記の書類について、正本1部、副本11部(複写可)を提出してください。

- ①栃木市民間保育所設置運営事業者申込書 【様式第1号】
- ②施設整備計画書 【様式第2号】
- ③資金計画書 【様式第3号】
- ④企画提案書 【様式第4号 「8 企画提案書(9ページ)」参照】
- ⑤施設建設予定地の位置図、現況写真
- ⑥施設建設予定地が応募事業者の所有若しくは取得見込、又は借地であることを証する書類(登記簿謄本、土地売買仮契約書の写等)
- ⑦応募事業者の概要及び役員構成・経歴 【様式第5号】
- ⑧応募事業者の代表者の履歴書
- ⑨応募事業者の預金残高証明書(応募申込日前1か月以内のもの)
- ⑩応募事業者の国税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)、及び都道府県税・市町村税の未納がないことの証明書
- ※ 納税義務がない応募事業者の場合はその代表者分
- ⑪その他、市長が提出を求めた書類

【既設法人のみ】

- ⑫法人の定款(最新のもの)
- ⑬法人登記簿謄本(応募申込日前3か月以内のもの)
- ⑭現在運営している施設の概要

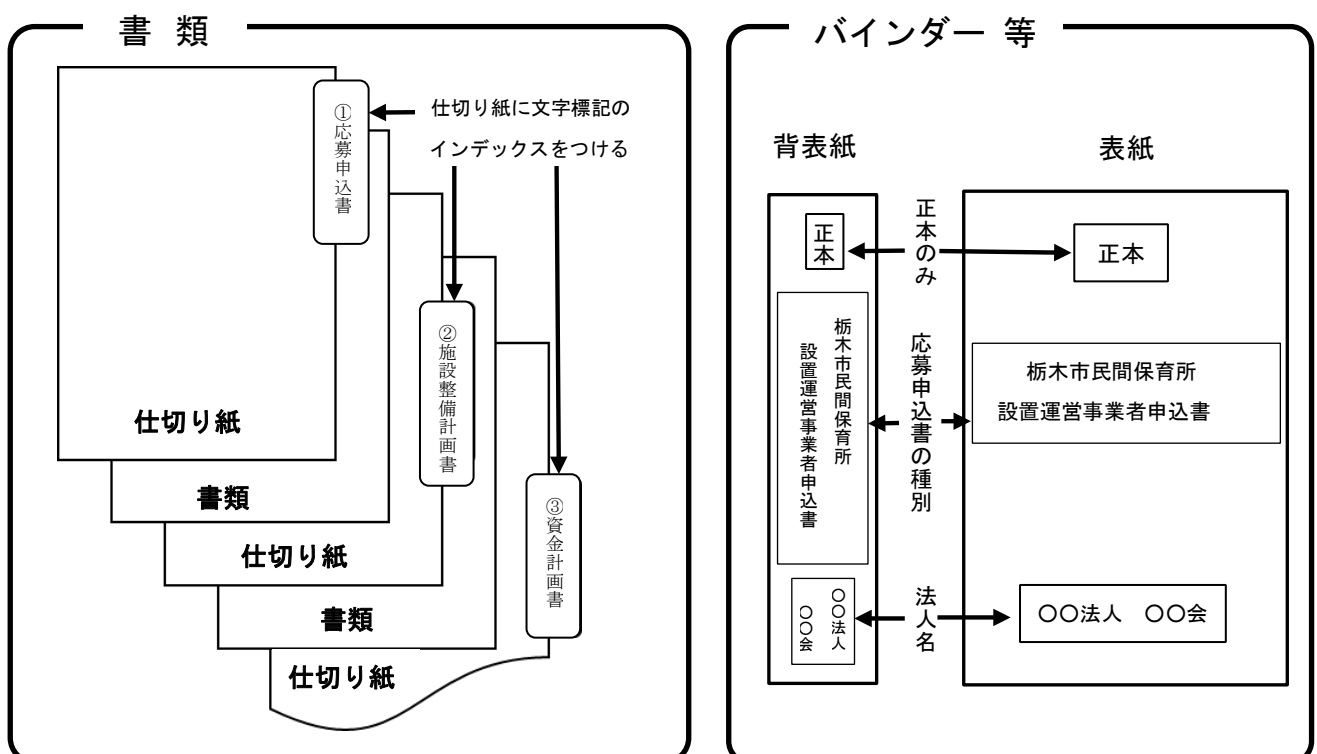
- ⑮直近3か年の決算書及び財産目録等事業報告書
- ⑯直近3か年の社会福祉法人及び施設の指導監査結果の写し
- 【法人設立可能な者】
- ⑰市町村が発行する代表者の身分証明書

(2) 申込書の受付

- ①受付期間 令和3年12月6日(月)～令和3年12月17日(金)
午前9時～午後4時
(正午～午後1時、土・日曜日、祝日を除く。)
- ②受付場所 栃木市 こども未来部 保育課 (本庁舎2階)
- ③提出方法 責任者が直接、保育課へ持参してください。(郵送等不可)
※必ず、持参日時を予約してからご来庁ください。
- ④提出書類 【別紙3】提出書類一覧のとおり

(3) 提出に当たっての留意点

- ①全体の目次(別紙3)を最初に付けてください。
- ②項目ごとに仕切り紙を入れ、文字表記のインデックスを付けてください。
- ③全体をバインダー等で綴り、表紙及び背表紙に「栃木市民間保育所設置運営事業者 申込書・法人名(創設法人の場合は仮称名)」、また正本には「正本」の見出しを付けてください。
- ④提出書類は、原則としてA4判で作成してください。(図面についてはA3判可)
- ⑤一度提出した書類等の訂正・変更等は原則認めません。
- ⑥市に提出された書類等は返却しません。
- ⑦必要に応じて別途資料を請求する場合があります。
- ⑧書類等に不備があるもの、受付期間を過ぎたものは受け付けません。



8 企画提案書

(1) 作成要領

- ①企画提案書【様式第4号】は、A4縦、横書き、12ポイント、各項目1枚以内、片面印刷としてください。
- ②以下の項目（内容）について、企画提案書を作成し提出してください。

(2) 項目（内容）

- ①運営理念等について
 - ・今回の募集に応募された動機を説明してください。
 - ・応募の保育所における保育理念や運営理念について、応募事業者の考え方を説明してください。
- ②保育内容について
 - ・保育理念や保育目標を達成するため、どのような保育を実施するのか、園児の生活全体を踏まえた保育内容（乳児保育、一時預かり、支援児対応等）や行事計画等について具体的に提案してください。
- ③医療機関との連携について
 - ・病児保育を特長とした保育所として、医療機関との連携をどのようにとっていくのか、専門職員の配置等も含めた病児又は病後児保育の内容とともに、具体的に説明してください。
- ④園児の健康管理・健康増進について
 - ・園の特長を生かした園児の健康管理・健康増進の取り組みについて具体的に提案してください。
- ⑤給食・調理について
 - ・給食に対する考え方、実施方法、衛生管理、食育や食の安全対策等への対応や実施方法について具体的に提案してください。
- ⑥事故防止・安全対策について
 - ・園内外の事故防止対策や安全対策はもとより、緊急時の危機管理体制、災害時に備えた避難訓練、不審者対策、感染症予防対策等、考え方や取り組みについて具体的に提案してください。
- ⑦用地・施設整備について
 - ・快適で安全な保育環境の整備という観点から、用地の確保及び施設整備に配慮した事項や特色等があれば具体的に示してください。
- ⑧職員の配置・研修について
 - ・保育所を運営するに当たって、どのような職員配置等を考えているのか、具体的に提案・説明してください。
 - ・職員研修に対する考え方や取り組みを具体的に提案してください。
- ⑨家庭や地域との連携について
 - ・児童の生活状況、健康状態、事故の発生や苦情・要望等に加えて、虐待の早期発見と適切な対応のため、家庭及び保護者との信頼関係を築くための取り組み等

について、具体的に提案してください。

- ・地域住民や関係機関との交流・連携について、どのように取り組むのか具体的に提案してください。

⑩その他特記事項について

- ・その他、特別な事項やアピールポイント等があれば、具体的に提案・説明してください。

9 選考及び決定

(1) 選考方法

- ①選考は、書類審査及び市が設置する「栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、面接審査を行い、「民間保育所設置運営事業者審査採点表」【別紙4】により審査・評価します。最終的に、審査委員会の審査・評価の結果を踏まえて、最も相応しいと認める設置運営事業者を選考し市長が決定します。
- ②選考方法は、書類審査を行った後、面接審査を行います。面接審査は、書類審査を通過した応募事業者とし個別に通知します。
- ③書類審査は、提出された書類について、最低基準を満たしているか、書類に不備がないかなどの資格要件を審査します。
- ④面接審査は、応募事業者から提出された書類を用いて、提案内容のプレゼンテーション(20分程度)、質疑応答及び提案内容の確認を行います。なお、書類の追加提出やプロジェクターの使用はできません。
- ⑤選考結果については、全ての応募事業者に通知します。また、市のホームページでも公表します。
- ⑥設置運営事業者決定後、辞退や決定が取り消された場合は、審査において次点(採点の合計が60点以上の者に限る。)となった者を繰り上げて設置運営事業者に決定することがあります。

(2) 選考に当たっての注意事項

- ①提出された書類に虚偽の記載や不備があった場合は失格とします。
- ②面接審査の出席者は、応募事業者関係者のみ、2名以内とします。(外部委託は不可)
- ③選考結果については、「10 その他留意事項(11)」により公表します。
- ④選考結果に対しては、いかなる異議の申し立ても受付いたしません。
- ⑤応募事業者が1者であっても、選考は行います。

10 その他留意事項

- (1) 市が必要と認めたときには、追加資料の提出、内容の再説明等を依頼する場合があります。
- (2) 施設建設予定地や現在運営している施設等の視察を依頼する場合があります。
- (3) 本申込に係る一切の経費は、応募事業者の負担とします。また、選定後の事業計画の頓挫、選定されなかったことによる損害も同様とします。

- (4) 応募事業者が自己の有利になることを目的として、本事業の担当職員、審査員、その他、本市関係者に働きかけを行うことを禁止します。また、本市が提示する資料は、本事業以外の目的で使用することはできません。
- (5) 設置運営事業者決定後の事業計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ認める場合があります。
- (6) 設置運営事業者決定後、本要項に記載された事項に虚偽事項若しくは重大な違背行為があると認めるとき又はその他の事情により適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。また、この場合、設置運営事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
- (7) 施設名称は、その公益性と中立性に鑑み、特定個人等を顕彰するような名称とならないよう十分考慮してください。また、利用者等の混乱を招かぬよう、市内の既存施設と混同するような類似の名称は避けてください。
- (8) その他必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行うことがありますのでご承知おきください。
- (9) 設置運営事業者として決定されたことをもって、社会福祉法人の設立認可（新設の場合）や保育所の設置認可を受けられることを確約するものではありません。
- (10) 本要項に定めない事項又は疑義が生じた際は、市と協議し定めることとします。
- (11) 提出された書類等は、栃木市情報公開条例の対象となり、同条例の規定により公開することがあります。

申込関係書類の著作権は、応募事業者に帰属しますが、市は、設置運営事業者の公表等必要な場合には、申込関係書類の内容を無償で使用できるものとします。
また、次の適用基準により運用しますので、ご了解の上応募してください。

時期	情報内容	公開方法			備考
		ホームページ	事務室	電話	
募集締切後 ～選定前	応募事業者数 (応募事業者名)	○ (×)	○ (×)	○ (×)	
選定後	申込関係書類	×	○	×	・設置運営事業者として決定した事業者のみ公開 ・個人情報保護に該当する部分は非公開
	設置運営事業者名	○	○	○	
	その他の応募事業者名	×	○	×	
	審査結果表	○※1	○	×	※1:設置運営事業者のみ名称公開
	審査得点集計表	×	○	×	

1.1 引継ぎ等

- (1) 設置運営事業者として決定した場合は、速やかに市と合同で保護者説明会等を開催するとともに、その後の必要に応じて随時開催するものとします。
- (2) 新設保育所の開園前から、施設長予定者及び主任保育士予定者を中心として、いまいずみ保育園長及び主任保育士等と連携しながら円滑な引継ぎを行うものとします。
- (3) 新設保育所への転園等に伴う保育環境の変化など、在園児童への影響に十分配慮し、保護者の理解のもとに、円滑な転園等を行うものとします。
- (4) 新設保育所への入園や転園等を円滑に行うため、保護者からの要望があるときや必要に応じて、保護者、設置運営事業者及び市の三者による協議の場を設けるものとします。

1.2 設置運営事業者選考スケジュール

- (1) 募集要項の配付 令和3年7月19日（月）～ 令和3年11月30日（火）
- (2) 質疑受付 令和3年7月19日（月）～ 令和3年8月20日（金）
- (3) 質疑回答 令和3年8月31日（火）
- (4) 申込書の受付 令和3年12月6日（月）～ 令和3年12月17日（金）
- (5) 書類審査 令和4年1月上旬
- (6) 面接審査 令和4年2月中旬
- (7) 設置運営事業者決定 令和4年3月上旬

1.3 全体スケジュール（概要）

	市	設置運営事業者
令和3年度	設置運営事業者の決定	
令和4年度	保護者説明会	保護者説明会、開発行為等手続き、基本設計
令和5年度		実施設計、建築工事
令和6年度	令和7年度入園案内、保護者説明会	建築工事、保育所設置認可申請
令和7年度		保育所開園（4月1日）

【別紙 1】

病児保育事業の内容

1 事業内容

本事業の事業内容は次に掲げる（１）又は（２）を行うものとする。

（１）病児保育

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を専用スペースで一時的に保育する事業。

（２）病後児保育

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を専用スペースで一時的に保育する事業。

2 実施要件

（１）利用定員 3名以上とすること。

（２）人員配置

病児又は病後児保育事業に従事する職員として、看護師等（看護師、准看護師、保健師又は助産師をいう。）を利用児童おおむね10名につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね3名につき1名以上配置すること。

（３）健康管理

児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での児童の管理・指導を行う「健康管理医師」をあらかじめ選定すること。また、緊急時には「健康管理医師」が常駐する病院又は診療所で受診できる体制を構築すること。なお、市内で病児又は病後児保育事業を円滑に進めるため、一般社団法人下都賀郡市医師会へ協力を要請すること。

（４）実施施設、内容等

- ①専用の保育室を有すること。ただし、保育室の面積は原則として利用定員1人当たり1.98平方メートル以上とし、1室8.0平方メートルを下回らないこと。
- ②児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有することとし、原則として定員1人当たり1.65平方メートル以上とすること。
- ③本体部分の出入り口とは別の、病児又は病後児保育事業専用の出入り口を設けること。
- ④病児又は病後児保育事業用の駐車場（2台以上駐車できる広さ）を確保すること。
- ⑤上記の保育室、観察室、安静室は事故防止及び感染予防など衛生面に配慮された、児童の養育に適した場所であること。
- ⑥児童の体調にあわせた保育内容とすること。また、児童が病中又は病後であることを考慮して、十分な水分補給と必要な栄養補給のために、適切な食事の提供に努めること。特に配慮を要する児童（アレルギー児等）の食事についても適切に対応すること。
- ⑦栃木市内に居住する小学校3年生までの児童を対象とすること。
- ⑧その他関係法令等を遵守し、実施すること。

【別紙 2】

栃木市民間保育所設置運営事業者公募に係る質問書

令和 3 年 月 日

送付先：栃木市こども未来部保育課保育管理係 行

E-mail：hoiku@city.tochigi.lg.jp

F A X：0 2 8 2 - 2 1 - 2 6 8 1

応募事業者名		
担当者	職名・氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
質問事項		

※持参、FAX 又はメール（電話による配信確認要）をお願いします。

※質問事項は、できるだけ簡潔にまとめ、募集要項の関連頁を付記してください。

※質問事項の枠が不足した場合は、適宜用紙を追加してください。

【別紙 3】

提出書類一覧

応募事業者名	
--------	--

書類番号	提 出 書 類	提 出
【共通】		
①	栃木市民間保育所設置運営事業者申込書 【様式第 1 号】	
②	施設整備計画書 【様式第 2 号】	
③	資金計画書 【様式第 3 号】	
④	企画提案書 【様式第 4 号】	
⑤	施設建設予定地の位置図、現況写真	
⑥	施設建設予定地が応募事業者の所有若しくは取得見込、又は借地であることを証する書類（登記簿謄本、土地売買仮契約書の写等）	
⑦	応募事業者の概要及び役員構成・経歴 【様式第 5 号】	
⑧	応募事業者の代表者の履歴書	
⑨	応募事業者の預金残高証明書（応募申込日前 1 か月以内のもの）	
⑩	応募事業者の国税及び地方税の納税証明書等	
⑪	その他、市長が提出を求めた書類	
【既設法人のみ】		
⑫	法人の定款（最新のもの）	
⑬	法人登記簿謄本（応募申込日前 3 か月以内のもの）	
⑭	現在運営している施設の概要	
⑮	直近 3 か年の決算書及び財産目録等事業報告書	
⑯	直近 3 か年の社会福祉法人及び施設の指導監査結果の写し	
【法人設立が可能なる者】		
⑰	市町村が発行する代表者の身分証明書	

※提出欄は、提出書類に○を記入してください。

【別紙4】

民間保育所設置運営事業者審査採点表

1 審査項目、審査基準及び配点

審査項目	審査基準	配点
①運営理念等について	・応募の動機について ・保育所における保育理念や運営理念について	10
②保育内容について	・保育理念や保育目標を達成するための保育内容や行事計画について ・乳児保育や一時預かり、支援児対応等の特別保育について	15
③医療機関との連携について	・病児保育を特長とした保育所として、医療機関との連携について ・専門職員の配置等も含めた病児保育の内容について	10
④園児の健康管理・健康増進について	・園の特長を生かした園児の健康管理・健康増進の取り組み内容について	10
⑤給食・調理について	・給食に対する考え方、実施方法、衛生管理、食育や食の安全対策への対応や実施方法について	10
⑥事故防止・安全対策について	・園内外の事故防止対策や安全対策、緊急時の危機管理体制、災害時に備えた避難訓練、不審者対策、感染症予防対策等、考え方や取り組みについて	10
⑦用地・施設整備について	・快適で安全な保育環境の整備という観点から用地の確保及び施設整備に配慮した事項、特色について ・現いまいずみ保育園の近隣整備への配慮について	10
⑧職員の配置・研修について	・保育所を運営するに当たっての職員配置について ・職員研修に対する考え方や取り組みについて	5
⑨家庭や地域との連携について	・児童の生活状況、健康状態、事故の発生や苦情・要望等に加えて、虐待の早期発見と適切な対応のため、家庭及び保護者との信頼関係を築くための取り組み等について ・地域住民や関係機関との交流・連携について	5
⑩特記事項について	・特別な事項やアピールポイント等について	5
⑪管理運営	・安定した管理運営を継続できる応募事業者の経営基盤、経営能力の有無	5
⑫総合評価	・総合的観点からの評価（熱意、課題への認識や取り組みの考え方）	5
合計点数		100

2 採点の基準

採点に当たっては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号の採点の基準によるものとする。

- | | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| (1) 特に優れている | 配点の5分の5 | (2) 優れている | 配点の5分の4 |
| (3) 普通 | 配点の5分の3 | (4) やや劣っている | 配点の5分の2 |
| (5) 劣っている | 配点の5分の1 | | |

3 最低基準

審査委員会による採点の合計が60点未満の応募事業者は、設置運営事業者として選定しない。

【様式第1号】

令和3年 月 日

栃木市長 大川 秀子 へ

申込者	所在地	
	応募事業者名	
	代表者氏名	印
	連絡先（電話）	

栃木市民間保育所設置運営事業者申込書

栃木市民間保育所の設置及び運営をしたいので、栃木市民間保育所設置運営事業者募集要項の応募資格を全て満たし、記載内容を承諾のうえ、下記のとおり応募します。

記

1 提出書類 別添のとおり

2 担当者連絡先

所属 _____

職名・氏名 _____

電話番号 _____

E-mail _____

【様式第2号】

施設整備計画書

1 施設名称

項目	内容
施設名称（仮称）	

2 定員計画

認可定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
人	人	人	人	人	人	人

3 施設整備概要

区分	内容	
建物の種別、構造及び規模	工事種別	
	構造	造
	耐火・準耐火等	
	階数	階建
	延べ床面積	m ²
園庭の造作及び規模	園庭面積	m ²
	主な造作物	
駐車場の規模	職員用	m ² （駐車台数 台分）
	保護者・来客用	m ² （駐車台数 台分）

4 乳児室・保育室等の面積計算

区分	計画面積	≧ 認可基準等
乳児室 ほふく室		3.3 m ² × 0歳児()人 = m ²
		3.3 m ² × 1歳児()人 = m ²
	m ²	計 m ²
保育室	m ²	1.98 m ² × 2歳以上児()人 = m ²
遊戯室	m ²	
屋外遊戯場	m ²	3.3 m ² × 2歳以上児()人 = m ²
病児又は病後児用保育室	m ²	利用定員1人当たり1.98 m ² 以上 1室8.0 m ² 以上
観察室・安静室	m ²	1人当たり1.65 m ² 以上

5 各室の面積計画

区 分	部屋数	面 積	備 考
乳児室・ほふく室		m ²	
保育室（病児又は病後児用含）		m ²	
観察室・安静室		m ²	
遊戯室		m ²	
調理室		m ²	
便所		m ²	
医務室		m ²	
事務室		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
合計		m ²	

6 開園時間

区分	開園時間	うち(延長保育時間)
月曜日～金曜日	時 分～ 時 分	(時 分～ 時 分) (時 分～ 時 分)
土曜日	時 分～ 時 分	(時 分～ 時 分) (時 分～ 時 分)

※開園時間内に保育標準時間（最長 11 時間）が入るように設定すること。

7 建設予定地の状況

建設予定地の地番	地 目	面積 (m ²)	所有形態 (所有者)	土地規制の状況
敷地面積合計				

8 建設スケジュール

開園までの工事工程表（予定）を添付してください。

【様式第3号】

資金計画書

1 収入

区 分		金 額 (円)	備 考
応募事業者 自己資金	応募事業者所有金		
自己資金以外	金融機関等借入金 (借入機関)		
	交付金・補助金		
	その他 ()		
計			

※預金残高証明書を添付してください。

2 支出

区 分		金 額 (円)	備 考
用地取得費			
工事費等	設計監理費		
	本体工事費		
	園庭整備費		
	外構・駐車場整備費		
	備品等		
	その他 ()		
	小計		
計			

※項目ごとの金額の根拠となる積算資料を添付してください。

【様式第4号】

企画提案書

応募事業者名

項目（内容）	

【様式第5号】

応募事業者の概要及び役員構成・経歴

1 応募事業者の概要等

項目	内容
事業者名	
代表者名	
所在地	
事業者の種類	
設立年月日	年 月 日
事業者認可状況 (既設法人のみ)	認可年月日 (年 月 日) 認可番号 (第 号)
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

2 応募事業者の運営する認可保育所の状況（創設法人は除く。）

項目	内容	
認可保育所の運営実績	年 か月 (年 月 日より)	
運営する認可保育所の 園名等	保育所名	
	所在地	
	開園年月日	年 月 日

※運営する認可保育所が複数ある場合は、全ての保育所名について、欄を追加し記載してください。

3 役員名簿（令和3年 月 日現在）

役職名	氏名	年齢	職業	就任年月日	社会福祉事業 経験年数

4 応募事業者の沿革

項 目	内 容

※1 【既設法人】

事業開始に至る経過及び開始後から現在に至る経過を記載してください。

※2 【創設法人】

法人設立に至る経過及び現在までの経過を記載してください。